

2018年7月7日

楽天少額短期保険株式会社

台風第7号及び前線等に伴う大雨により
災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。


弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。ご希望のご契約者様は弊社カスタマーセンターまでお申し出ください。

1. 「保険証券」「届け出印」がない方について、便宜的なお手続をさせていただきます。
2. 「更新契約の契約手続」および「保険料の払込」につきましては、一定期間（6 か月）の猶予を設ける特別措置を実施いたします。

*今回、災害救助法が適用された地域は次ページをご参照ください。今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をします。

<お申出・お問合せ先>

カスタマーセンター

 **0120-344-700**

受付時間 10:00～18:00（土日・祝日、年末年始を除く）

*携帯電話からおかけ頂けます。

今回災害救助法が適用された地域（2018年7月7日現在）

法適用日	災害救助法適用市町村	事由等
7月6日	【高知県】 安芸市	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
7月5日	【鳥取県】 鳥取市 八頭郡若桜町 八頭郡智頭町 八頭郡八頭町	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
7月5日	【広島県】 広島市 安芸郡坂町	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

7月5日	<p>【岡山県】</p> <p>岡山市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 英田郡西栗倉村 加賀郡吉備中央町 倉敷市</p>	<p>平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> <p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
------	---	---